



福岡医発第 2051 号 (地)

平成 24 年 11 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

平成 25 年度以降に実施される特定健康診査・特定保健指導における特定保健指導レベル判定値、受診勧奨判定値、及びメタボリックシンドローム判定値等の取扱いについて

今般、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課及び保険局総務課より、日本医師会を通じて別紙のとおり、「平成25年度以降に実施される特定健康診査・特定保健指導における特定保健指導レベル判定値、受診勧奨判定値及びメタボリックシンドローム判定値等の取扱いについて」の事務連絡が発出されました旨、本会に参りましたので、ご連絡申し上げます。

これにより、平成25年度以降に実施される特定健診・特定保健指導における各判定基準値等については、下記の取扱いとなり、システム改修を行うこととなりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

◆特定保健指導レベル判定値 (階層化の判定基準、及び詳細健診項目の判定基準)

- ・空腹時血糖 100 mg/dl 以上 又は HbA1c(NGSP 値) 5.6%以上

◆受診勧奨判定値

- ・空腹時血糖 126 mg/dl 以上 又は HbA1c(NGSP 値) 6.5%以上

◆メタボリックシンドローム判定値

- ・空腹時血糖 110 mg/dl 以上
- ・ただし、空腹時血糖の値が適切に得られない場合は、HbA1c(NGSP 値) 6.0% 以上

(地Ⅲ145)

平成24年11月15日

都道府県医師会
担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 道 永 麻 里

平成25年度以降に実施される特定健康診査・特定保健指導における特定保健指導レベル判定値、受診勧奨判定値、及びメタボリックシンドローム判定値等の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成25年度以降に実施される特定健診等におけるHbA1c検査結果の受診者への結果通知、保険者への結果報告等につきましては、平成24年11月5日付（地Ⅲ133）の文書をもって、各都道府県医師会へ通知させていただきました。

今般、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課及び保険局総務課より、添付のとおり、「平成25年度以降に実施される特定健康診査・特定保健指導における特定保健指導レベル判定値、受診勧奨判定値及びメタボリックシンドローム判定値等の取扱いについて」の事務連絡が各関係団体宛てに発出されましたので、お送りいたします。

平成25年度以降に実施される特定健診・特定保健指導における各判定値等について、下記の取扱いとなりシステム改修を伴うこととなりますので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

◆特定保健指導レベル判定値（階層化の判定基準、及び詳細健診項目の判定基準）

- ・空腹時血糖 100 mg/dl 以上 又は HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上

◆受診勧奨判定値

- ・空腹時血糖 126 mg/dl 以上 又は HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上

◆メタボリックシンドローム判定値

- ・空腹時血糖 110 mg/dl 以上
- ・ただし、空腹時血糖の値が適切に得られない場合は、HbA1c (NGSP 値) 6.0%以上

事 務 連 絡
平成24年11月13日

別記 各関係団体 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
厚生労働省保険局総務課

平成25年度以降に実施される特定健康診査・特定保健指導における
特定保健指導レベル判定値、受診勧奨判定値及びメタボリックシンドローム判定値等の
取扱いについて

特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年度以降に実施される特定健康診査におけるHbA1c検査の結果通知・報告等については、NGSP値を用いる旨、「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」において確認・合意されました。これに伴い、特定保健指導レベル判定値（注1）及び受診勧奨判定値を変更します。また、平成25年度以降に実施される特定健康診査等におけるメタボリックシンドローム判定値については、メタボリックシンドロームの診断基準（いわゆる8学会合同基準）を原則とした上で、HbA1cによる値を日常臨床等における取扱い（注2）を踏まえ見直します。

具体的な取扱いを下記のとおりとします。御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、特にシステム改修において対応に遺漏なきようお願いいたします。

（注1）医師が必要と認めるときに行う健診項目（いわゆる詳細健診）に係る実施の基準（血糖に関するもの）についても同様の取扱いとなります。

（注2）日本糖尿病学会「糖尿病治療ガイド2012-2013」において、メタボリックシンドロームの診断基準の原則である空腹時血糖 110mg/dl 以上に相当する値域は、HbA1c（NGSP 値）6.0%以上とされております。

記

特定保健指導レベル判定値

- ・空腹時血糖 100mg/dl 以上 又は HbA1c（NGSP 値）5.6%以上

受診勧奨判定値

- ・空腹時血糖 126mg/dl 以上 又は HbA1c（NGSP 値）6.5%以上

メタボリックシンドローム判定値

- ・空腹時血糖 110mg/dl 以上
- ・ただし、空腹時血糖の値が適切に得られない場合は、HbA1c（NGSP 値）6.0%*以上

※空腹時血糖 110mg/dl に相当する値

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
社団法人 国民健康保険中央会
健康保険組合連合会
社団法人 全国国民健康保険組合協会
全国健康保険協会
日本私立学校振興・共済事業団
一般社団法人 地方公務員共済組合協議会
共済組合連盟
都道府県
都道府県医療構造改革担当部
地方厚生(支)局(社会)保険課
都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)
都道府県・指定都市国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
医療機関の健診を実施する機関等
社団法人 日本医師会
一般社団法人 日本病院会
社団法人 全日本病院協会
公益財団法人 結核予防会
公益財団法人 予防医学事業中央会
一般社団法人 日本総合健診医学会
公益社団法人 日本人間ドック学会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本栄養士会
医療機関等から一部の検査の実施を委託される登録衛生検査所
一般社団法人 日本臨床検査医学会
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
特定非営利活動法人 日本臨床検査標準協議会
社団法人 日本衛生検査所協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会